

保育の実施及び
保育環境の充実に関する要望書

平成 30 年 3 月 19 日

苫小牧市法人保育園協議会

平成 30 年 3 月 19 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市法人保育園協議会

会長 遠 藤 明 代

保育の実施及び保育環境の充実に関する要望書

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行され、0～2 歳児を中心とした保育園利用児童が増加するなど、保育をめぐる状況は大きく、そして、激しく変化しております。

このような状況の中、乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実、保育園での保育における幼児教育の積極的な位置づけ、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、職員の資質・専門性の向上などを内容とする新保育指針が公示され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

今後、市は、これらの内容に基づき、さらに充実した保育の実施に向けた取組みを加速していくものと確信しております。

本協議会は、会員はもとより、保育の実施に携わる多くの方々の思いも込め、喫緊の課題解決に向けた要望をいたしますので、宜しくお願い申し上げます。

平成 30 年保育の実施及び保育環境の充実に関する要望書

1 安定した運営を確立するための公定価格と在り方について

本協議会では、保育新制度がスタートした平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に於ける保育標準時間認定利用者と保育短時間認定利用者の割合を調査した結果、保育園により大きな差があることがわかりました。(別添資料参照)

この保育利用時間による公定価格差は、一定程度の差が生じることは理解していましたが、施設利用者全体における保育短時間認定利用者が占める割合が高いほど、健全な保育施設の運営に支障をきたす実態となっています。

今後、市におかれましては、市内の保育園における保育標準時間認定利用者数と保育短時間認定利用者数の割合を調査し、運営実態を把握した上で、運営の安定が保てるような配慮対応をして頂くよう要望いたします。

2 障害児保育加算における定義の拡大等について

障害児保育の実施に係る補助金については、苫小牧市保育所等障害児加算補助金交付要綱に基づき交付されておりますが、当該要綱における障がい児の定義の中に「苫小牧市おおぞら園並びに医療機関において障害を有すると判定され、保育士の加配が必要とされた児童」の項目があります。

そして、保育士の加配が必要とされる児童は、おおぞら園などの施設から提出される意見書によるものとされ、施設から発行される「通所受給者証」については、判定の対象外となっております。

しかし、通所受給者証は、施設の判断で通園の必要性を認めているものであることと、道内の私立幼稚園においては、私立幼稚園等管理運営費補助金の制度により、通所受給者証を持つ児童を交付対象としていることから、同様の対応にさせていただくよう要望します。

また、保育園での集団生活にあたり、加配が必要であると施設に相談し、保護者も加配を希望している場合には、今後も従来どおり意見書を出して頂き、個別支援が手厚く実施できますよう、ご高配を引き続きお願い申し上げます。

3 5歳児相談の積極的な推進と5歳児健診の実施の早期実現について

本協議会では、長年にわたり5歳児健診の実施を要望書においてお願いしていますが、実現に一步近づくための5歳児相談事業が開始されていることは大きな前進であり、今後も事業を積極的に拡大して頂きたいと思っております。

今後も各施設にポスターやチラシを掲示するなどの広報活動を充実させ、保護者への周知や利用促進に努め、事業の増々の充実を図って頂けたらと思っております。

4 定員超過受入れする未満児に対する新たな財政措置の創設並びに延長保育事業の安定運営のための補助について

保育園における定員を超えての受入れについては、市からの依頼に対応する形で長年にわたり実施してきているところですが、受入れに伴うリスクに対する適切な財源措置が取られていない状態が続いています。

超過受入れのリスクについては、受け入れるために必要となる保育士や途中退職などに際し改めて採用する保育士の確保の困難と併せて超過受け入れにより起こる保育の質の低下などが、全国的な問題となっております。

超過受入れに対する財政措置については、国は、超過分を公定価格で補っているとしていますが、特に未満児の受入れにおいては、十分な面積の確保や保育士・看護師はもとより、それに伴う栄養士など全ての職員に与える影響や環境の新たな整備が求められることから、「超過破綻」などと言われております。

保育の実施において、施設における定員とは何かを改めて考え、定員を超える児童の受入れが、保育を受ける園児や保育を行う保育士に、そして健やかな発達保障を実現するための保育の実施にどのような影響を与えるものかを、再考すべき時期にきていると考えており、特に待機児童が多いとされる0歳児から2歳児までの3歳未満児の定員超過受入れがもたらすリスクに対しては、新たな財政措置を創設していただくよう要望いたします。

また、延長保育事業に取り組む保育事業所では、延長保育実施における事故防止や安全確保にかかる配慮など、万が一の事態に備えた緊急時対応等についても担当する保育士の重責となっております。(保育時間延長は複数配置制) このように、人件費及び職員のメンタルリスクに対しても重圧のかかる事業のひとつであります。今後も、利用される保護者の方が安心してこの事業が運営できますよう、他市町村で実施されている市の単費による補助を苫小牧市においても実施して頂きたいと思っております。(別添資料参照)

5 アレルギー等対応特別給食提供事業補助金の創設並びに給食従事者の検査事項に係る補助について

(1) アレルギー等対応特別給食提供事業補助金の創設

アレルギー疾患を有する子どもが増加する傾向にある中、食物アレルギーについては、厚生労働省が平成 23 年 3 月に発出した「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」及び市が平成 26 年 9 月に作成した「苫小牧市認可保育園における食物アレルギー対応ガイド」に基づき、対応しているところであります。

本協議会の会員の調査では、28 人のアレルギー児の内、0 歳児が 8 人、1 歳児が 6 人、2 歳児が 4 人、3 歳以上が 10 人となっております。それぞれの園児に対しては、基本除去食を確認した上で、アレルギー対応特別給食を提供しておりますが、提供には、保護者の理解のもと、栄養士・調理員はもとより担任の保育士を含む全ての職員の共通理解が必要となっております。

そのような状況の中、アレルギー対応特別給食を適切に継続して提供していくためには、栄養士・調理員等を適切に配置し、代替え食材や提供に必要な物品を購入する必要があることなどから、実施園では大きな実務負担となっております。

今後も、他の園児同様、アレルギーをもつ園児に対しても、安全で安心な給食を提供していくために、既に全国の多くの自治体で実施しています特別給食提供事業補助金の創設を要望いたします。

(2) 給食従事者の検査事項に係る助成について

給食提供業務に従事する職員につきましては、給食を安全で衛生的に提供するため、保健所の指導のもと、毎月検便等の検査を行っておりますが、検査の中には、発生のピークが冬期間とされているノロウイルスの検査など、検査費用が高額なものもあり、大きな負担となっております。

安全で安心な食材管理や衛生管理の徹底のため、又、集団感染の発生防止のために行う検査のうち、費用が高額な検査に対する負担軽減について検討していただくよう要望いたします。